

寒河江市建築物耐震改修促進計画

平成 20 年 12 月

寒 河 江 市

目 次

はじめに	1
寒河江市建築物耐震改修促進計画	
1 目的	2
2 計画の位置づけ	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画期間	2
3 耐震診断及び耐震改修の実施目標	2
(1) 想定される地震の規模、被害状況	2
(2) 耐震化の現状	3
(3) 耐震改修等の目標設定	5
4 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
(1) 基本的な取組方針	7
(2) 促進を図るための支援策	7
(3) 耐震改修の環境整備	7
(4) 地震時の総合的な安全対策	7
(5) 地震時の通行を確保する道路	8
5 地震に対する安全性向上に関する啓発等	8
(1) 地震ハザードマップの作成、公表	8
(2) 相談体制の整備、情報提供の充実	8
(3) パンフレット配布等の啓発活動	8
(4) 家具転倒防止策	9
(5) 防災研修会の開催	9
6 県との連携	9
指導・助言の実施	9
7 その他関連施策の推進	9
(1) 関係団体との連携	9
(2) その他	9
資料編	11～21

はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、6,400余名の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅家屋の全半壊等甚大な被害をもたらし、戦後最大の被災となった。

この地震による直接的な死者数は5,502人で、このうち約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

このため、国は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を制定し、建築物の耐震化に取り組んできたところである。

また、平成14年5月以降、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、山形盆地断層帯等4断層帯の長期評価を発表しており、山形盆地断層帯においては、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7～8クラスの大規模地震が、今後30年以内に最大8%の確率で発生する可能性が公表されている。

県では、この評価を始めとする県内4断層帯に係る国の調査結果を踏まえ、順次、被害想定調査を実施し大きな被害発生を予測している。

さらに近年は、平成15年7月の宮城県北部連続地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月25日の能登半島地震、平成19年7月16日の新潟県中越沖地震、平成20年6月14日の岩手・宮城内陸地震など、大規模地震が頻発しており、本市においても山形盆地断層帯が南北に及んでいることなどから、大規模地震はいつ発生してもおかしくない状況にある。

こうした状況の中、国は建築物の耐震改修を緊急に促進させるため、平成18年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を改正し、これを踏まえ県では平成19年1月に「山形県建築物耐震改修促進計画」を策定するなど、耐震改修の施策が示されている。

本市においては、今後の大規模地震に対する備えとして、昭和56年以前に建築された既存住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「寒河江市建築物耐震改修促進計画」を定めるものである。

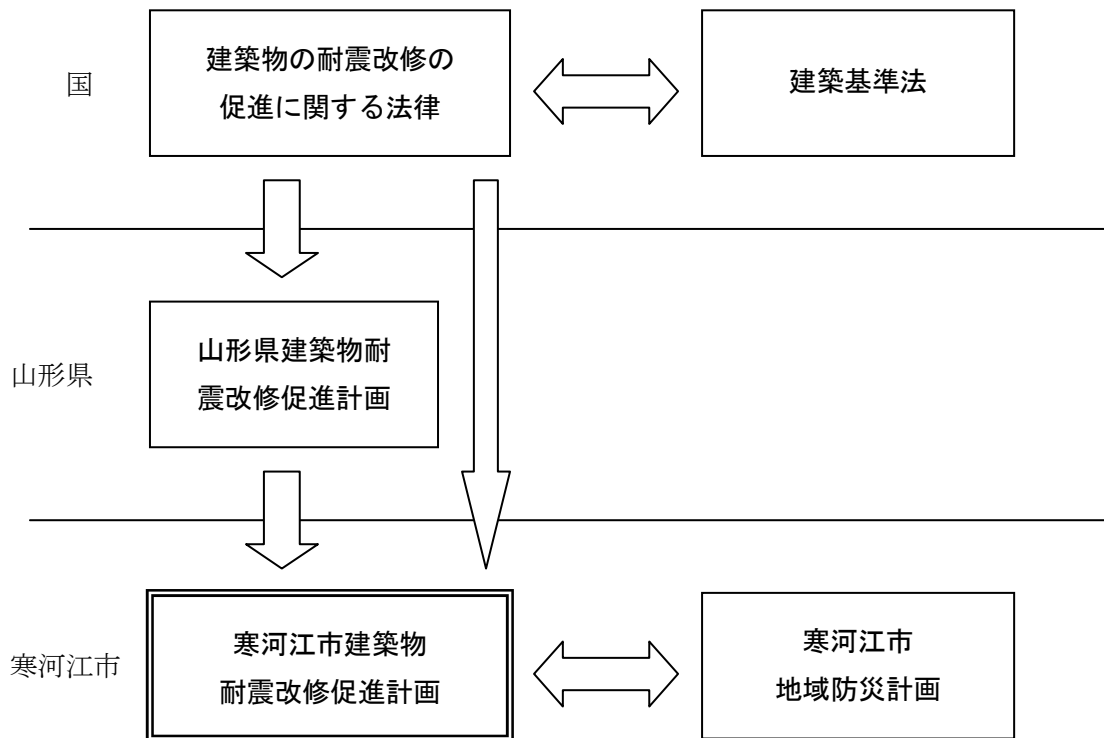
1 目的

寒河江市建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）は、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、市民の人命や財産を保護するため、既存建築物等の耐震性向上策として、県と連携しつつ、耐震診断、改修等を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第7項の規定により策定する本計画は、寒河江市地域防災計画（平成20年4月改訂）を上位計画として、既存建築物の耐震改修に関する基本的な施策を示すものである。



(2) 計画期間

計画期間は、平成20年度から平成27年度までの8年とする。その間、定期的に点検及び検証を行い、必要に応じて本計画を見直すものとする。

3 耐震診断及び耐震改修の実施目標

(1) 想定される地震の規模、被害状況

山形県内においては、山形盆地断層帯をはじめ、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯の4つの主要な断層帯が存在しており、山形盆地断層帯をはじめ3つの断層帯で阪神・淡路大震災のマグニチュード7.2を上回るマグニチュード

7. 3～7. 8クラスの大規模地震が発生する可能性が公表されている。(表-1)

本市は、山形盆地断層帯の北部と南部に属し、今後30年以内に大規模地震が発生する確率は、最大8%と全国の主要な断層帯の中では発生確率が高いグループに入っている。

また、隣県での宮城県沖地震(M7.7)の今後30年以内の発生確率が99%と高く、本市に与える影響が懸念される場所である。

(表-1)想定地震の長期評価

断層名	地震の規模	位置	断層の長さ	発生確率		公表年月
				30年以内	100年以内	
庄内平野東縁断層帯	M7.5	遊佐町～旧藤島町	約38km	ほぼ0～6%	ほぼ0～20%	平成17年4月
新庄盆地断層帯	M6.6～7.1	新庄市～舟形町	11～23km	0.7～1%	2～5%	平成14年7月
山形盆地断層帯	M7.8	大石田町～上山市	約60km	0～7%	0～20%	平成14年5月
	(M7.3)	(大石田町～寒河江市)	(約29km)	(0.002～8%)	(0.01～20%)	平成19年8月
	(M7.3)	(寒河江市～上山市)	(約31km)	(1%)	(4%)	
長井盆地西縁断層帯	M7.7	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下	0.1%以下	平成17年2月

(県総合防災課資料)

平成14年5月公表の山形盆地断層帯の長期評価に基づき、山形県が調査した地震対策基本調査における被害想定によれば、本市でも大きな被害が予想され、最も被害が大きくなると想定される冬期の早朝においては、建物の全壊と半壊を合わせると4,406棟、死者124人、負傷者が1,158人、建物被害による避難者が5,256人と見込まれている。(表-2)

(表-2)県内断層帯の被害想定調査結果

ブロック	山形盆地断層帯(県内)	山形盆地断層帯(市内)
公表年月	平成14年12月	平成14年12月
想定マグニチュード	M7.8	M7.8
建物全壊	34,792棟	2,045棟
建物半壊	54,397棟	2,361棟
死者	2,114人	124人
負傷者	21,887人	1,158人
避難者	94,688人	5,256人

注) 発生ケースは冬期の早朝を想定。

(県総合防災課、市地域防災計画資料)

(2) 耐震化の現状

① 住宅（共同住宅含む）

平成15年住宅・土地統計調査結果から推定すると、本市の住宅総数は、11,950戸であり、そのうち、現行の耐震基準が適用された昭和56年6月1日前（以下「昭和56年以前」という。）に建築された住宅が5,095戸で全体の42.6%を占めている。

構造では、木造戸建住宅が11,170戸で全体の93.5%と高い比率を占めており、そのうち、昭和56年以前に建築された木造戸建住宅は4,868戸あり、木造住宅の43.6%を占め木造戸建住宅の耐震化が喫緊の課題となっている。（表-3）

木造戸建住宅については、昭和56年以前に建築された4,868戸のうち、山形県の推定値30%で算定した1,460戸が耐震性ありと推定され、昭和57年以降建築の6,302戸と合わせた7,762戸が耐震性を満たしていると考えられ、耐震化率は69.5%と推定される。

非木造等住宅については、戸建住宅、共同住宅等を合わせて670戸（表-3）があり、昭和56年以前に建築された217戸のうち、国の推定値76%で算定した165戸の住宅が耐震性ありと推定され、昭和57年以降建築された453戸と合わせた618戸が耐震性を満たしていると考えられ、耐震化率は92.2%と推定される。

したがって、寒河江市の平成15年10月1日時点における住宅（木造・非木造含む）の耐震化状況については、昭和56年以前に建築された住宅で耐震性があると推定される木造戸建住宅1,460戸と非木造等住宅165戸、昭和57年以降に建築された6,755戸と合わせた8,380戸について、耐震性を満たしていると考えられ、耐震化率70.1%と推定される。（表-4）

（表-3）平成15年住宅・土地統計調査結果（住宅の建設年代別戸数）

（単位：戸）

建 築 年 代	木造戸建住宅	非木造等住宅	不 詳	備 考
～昭和35年	750	0	10	5,095 (42.6%)
昭和36年～昭和45年	1,230	10	0	
昭和46年～昭和56年※	2,888	207	0	
（昭和56年以前 小計）	4,868	217	10	
昭和57年～昭和60年	1,332	33	0	6,755 (56.5%)
昭和61年～平成2年	1,330	10	0	
平成3年～平成7年	1,300	190	0	
平成8年～平成12年	1,800	140	0	
平成13年～平成15年	540	80	0	
（昭和57年以降 小計）	6,302	453	0	
不 詳	0	0	100	100 (0.9%)
合 計	11,170	670	110	11,950 (100%)

注）非木造等住宅には、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等及び長屋、共同住宅が含まれる。

※統計調査の「昭和46年～昭和55年」住宅数に新耐震基準適用（昭和56年5月31日）以前着工住宅数を加算。

(表-4)住宅の耐震化率の推定

住宅総数 11,950 戸	昭和 57 年以降 6,755 戸	木造戸建住宅 6,302 戸 非木造等住宅 453 戸	耐震性あり 8,380 戸 70.1%
	昭和 56 年以前 5,095 戸 (うち不詳 10 戸)	木造戸建住宅 1,460 戸 (30%) 非木造等住宅 165 戸 (76%)	
		木造戸建住宅 3,408 戸 (70%) 非木造等住宅 52 戸 (24%)	耐震性なし 3,570 戸 29.9%
	不詳 100 戸		

② 市有公共施設

市有公共施設で、耐震改修促進法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号に該当する建築物、及び山形県公共施設等耐震化基本指針に示された建築物、並びに多数の市民が利用する施設等の総数は 118 棟あり、このうち昭和 56 年以前に建築された市有施設は、72 棟で全体の約 61.0%を占め、総数の耐震化率は約 42.4%と低く、耐震診断未実施の施設が多いことから耐震化が急がれる。(表-5)

(表-5) 市有公共施設の区別耐震化状況

(単位：棟)

施設区分	建築物の 総数 A	S56 以前 の建築物 B	S57 以降 の建築物 C	耐震診断済 棟数 D	耐震診断 未実施棟数 E	耐震性有の 建築物 F	耐震化率 (%) F/A
庁舎等	5	2	3	1	1	3	60.0
医療施設	2	1	1	0	1	1	50.0
小・中学校	44	24	20	0	24	20	45.5
公民館等	7	5	2	0	5	2	28.6
福祉施設等	11	7	4	0	7	4	36.4
文化・社会教 育・体育施設	7	4	3	1	3	3	42.9
公営住宅	28	25	3	24	1	7	25.0
その他の施設	14	4	10	0	4	10	71.4
合計	118	72	46	26	46	50	42.4

・耐震診断未実施棟数の内、小中学校の 24 棟は耐震診断優先度調査実施済み

(3) 耐震改修等の目標設定**① 住宅の耐震化**

市の住宅の耐震化は、想定されている地震被害の減災対策として極めて重要であり、国の基本方針及び県促進計画による耐震化目標と同じとし、平成 27 年度における耐震化率目標を 90%とする。

平成15年度耐震化率	平成27年度耐震化率
70.1%	90.0%

	平成15年度推計値	⇒	平成27年度目標
住宅 総数	11,950 戸		約 12,190 戸 +2.0%
うち耐震性あり	8,380 戸 (70.1%)		約 10,970 戸 (90.0%)
うち耐震性なし	3,570 戸 (29.9%)		約 1,220 戸 (10.0%)

耐震改修必要戸数 3,570 戸 - 1,220 戸 = 2,350 戸

■ 目標達成のために必要な耐震改修住宅戸数

平成27年度の住宅総数は、県の推計値である2.0%増で算定すると12,190戸と見込まれ、耐震化率目標90%を達成するためには、平成15年度の耐震性なしの住宅推計値3,570戸から平成27年度住宅見込み数12,190戸の10%、

1,220戸を差し引いた、2,350戸について耐震改修等が必要となる。

そのうち、平成19年度末までに建替、除却が済んでいる戸数は、住宅着工件数、除却届等の統計から約620戸と推測される。

また、空き家についても、平成10年度と平成15年度の統計値の比較で、年平均76戸増加していることから、平成27年度末までの空き家が約912戸と見込まれ、そのうち、昭和56年以前に建築された住宅の比率を42.6%とすると約390戸が空き家になると考えられる。

したがって、平成20年度から平成27年度までの8年間で耐震改修等が必要な戸数は、2,350戸から既に除却、建替等で耐震化された620戸と、空き家になると考えられる390戸を差し引いた1,340戸となり、耐震化目標の達成のために除却や建替を88戸/年、増築を含めた耐震改修を80戸/年とする。

住宅・耐震改修必要戸数	⇒	目標達成に必要な戸数
2,350 戸 - 620 戸 - 390 戸 = 1,340 戸		除却・建替 88 戸/年
1,340 戸		耐震改修 80 戸/年

② 市有公共施設の耐震化

市有公共施設は、多くの市民が安心して利用でき、災害時には、防災活動の拠点施設及び避難所として機能する必要があるため、全施設の耐震化を目指す。

市有公共施設の耐震化については、山形県公共施設等耐震化指針に基づき推進し、平成19年2月に設立した寒河江市公共施設耐震化検討委員会で検討し進めていく。

その中で、防災上重要な施設等の緊急性、効率性、また児童、生徒や市民の安全性を優先に、年次計画により耐震診断及び耐震改修を推進していく。

平成19年度耐震化率	平成27年度耐震化率
42.4 %	100.0 %

4 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、住宅、建築物の所有者等が自ら耐震化に努めることを基本とし、市は、住宅、建築物の所有者等が、耐震診断及び耐震改修を計画的に行えるよう環境の整備や必要な支援策を講じる。

(2) 促進を図るための支援策

建築物の耐震化を促進するため、耐震改修に向けた支援策を講じるとともに、県と協力、連携して耐震診断を実施し、耐震改修へ誘導するなど円滑な耐震化事業の促進に努める。

① 耐震診断を促進するための支援事業

- ア 木造住宅で昭和56年以前に建築された木造戸建住宅所有者の求めに応じ、市が認定した耐震診断士を派遣するとともに診断費用に対し助成を行う。
- イ 県が実施する「高齢者すまいの耐震あんしん事業」による耐震相談、耐震アドバイザー派遣の啓発を行う。

② 耐震改修の経済的負担を軽減する支援事業

- ア 昭和56年以前に建築された木造戸建住宅で、耐震診断の結果、改修が必要な住宅の支援について取り組んでいく。
- イ 県が実施する「山形県住宅リフォーム資金融資制度事業」及び「山形の家づくり利子補給制度」を積極的に活用するよう啓発を行う。

(3) 耐震改修の環境整備

市民が安心して相談や診断を依頼できるように、建築士を対象に耐震診断等に係わる技術講習を行うとともに、市内の建築士で構成する組織と連携し耐震化の普及を図っていく。また、建築技術者に対しても耐震改修設計技術の講習会等を実施していく。

(4) 地震時の総合的な安全対策

① 事前の対策

- ア 県が実施する無料耐震診断の出前相談会を活用し、耐震化への意識付けと耐震診断、改修への誘導を図る。
- イ 避難路や通学路沿いのブロック塀、石塀等の地震による倒壊を防止するため、所有者に対し安全確保の指導をしていく。
- ウ 危険ブロック塀、石塀等の解消を促進するため、除却助成制度の創設に努め、既助成制度による生け垣への切り替えを指導していく。

エ 市街地や避難路に面した建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、所有者に対し安全確保の指導をしていく。

オ 市民の防災意識と地震時の行動が重要であり、防災訓練や啓発を通し市民の防災に関する知識の向上に努める。

② 地震発生時の対応

ア 地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合、災害対策本部等に判定に関する専門の部署を設け、応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

(5) 地震時の通行を確保する道路

地震時において、建築物の倒壊により緊急車両の通行や市民の避難の妨げにならないよう、耐震改修促進法第5条第3項第1号の道路に指定されている次の道路の通行を確保する。

① 緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）並びに寒河江市地域防災計画により緊急輸送道路として指定された道路は、災害発生時において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するうえで重要な道路であり、また主要な都市間や防災拠点を連絡する道路でもあることから、その通行を確保するため沿道の建築物の耐震化を図る。

② 指定避難所に通じる道路

寒河江市地域防災計画の指定避難所に通じる主たる道路で、地震時に道路閉塞等の障害とならないよう、その沿道の建築物の耐震化を図る。

5 地震に対する安全性向上に関する啓発等

(1) 地震ハザードマップの作成、公表

県の山形県内4断層帯被害想定資料を活用し、「地震の揺れやすさ」がわかる地震ハザードマップを作成し公表するとともに必要に応じて更新を行う。

(2) 相談体制の整備、情報提供の充実

市に耐震相談窓口を設置し、耐震診断及び耐震改修についての情報を提供する。また技術的な事項については、専門機関と連携を図る。

(3) パンフレット配布等の啓発活動

① 広く市民に対し、住宅の耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットを配布し情報提供を行う。

② 市報や市のホームページを活用し、耐震に関する情報等を掲載し広く市民に耐震化の啓発を行う。

- ③ 住宅月間、住宅防災週間等の時期において耐震化の広報を行う。
- ④ 市の住宅フェアや県と連携したリフォームフェア等の催事場で無料相談、診断等の啓発活動を行う。

(4) 家具転倒防止策

地震発生時における家具の転倒防止策について、対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を行う。

(5) 防災研修会の開催

町内会、及び自主防災組織と連携し、防災研修会を開催し危険箇所の点検、建築物等の耐震診断、改修の情報提供を行う。

6 県との連携

指導・助言の実施

建築物の耐震化促進を図るためには、所管行政庁である県と十分な調整を行い、連携しながら効果的な指導を行う。

特に、民間の特定建築物については、県に対して指導強化を要請し耐震化の促進を図る。

7 その他関連施策の推進

(1) 関係団体との連携

- ① 市内の建築士で構成する組織と、木造住宅耐震診断士派遣助成事業について協定を締結し、木造住宅の耐震診断の促進を図る。
- ② 平成19年1月に、県と市町村並びに建築関係団体で構成する「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」が設立され、次の事業を実施し耐震化を促進していくことになっていることから、市も積極的に参画し耐震化を推進する。

○協議会の主な事業

- ・全市町村の耐震相談窓口、リフォーム相談窓口の設置
- ・木造住宅の耐震診断・改修マニュアルの作成
- ・耐震診断士・改修技術者養成講習会の開催
- ・ハザードマップの検討
- ・被災建築物の応急危険度判定士養成講習会の開催
- ・応急仮設住宅建設予定地リストの作成
- ・リフォーム研修会の開催

(2) その他

- ① 地区公民館の分館は、地区民が身近な施設として多数利用する建築物であるため、耐震診断の支援等を通じ耐震化の促進を図る。

- ② 小、中学校における親子授業等として「誰でもできる我が家の耐震診断」と題して行うなど、耐震化の意識高揚を図る。
- ③ 高齢者世帯の住宅については、応急対応として寝室又は居間のみ補強や、家具の転倒、天井落下等の危険から身を守る対策などを指導していく。
- ④ 地震時に倒壊のおそれのある老朽化した空き家の住宅、共同住宅については、周囲に影響を与えることが危惧されるため、所有者に対して撤去、除却するよう協力を要請していく。